

木枯らし号



発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂 Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 http://www.homik.com E-mail:info@homik.com

オリンピックに沸き、自然に畏怖した一年が暮れようとしています。

当事務所の今年の3大ニュースは、

- 1、「ホームページを見て」と事務所に電話がかかって来た。
- 2、光ファイバーを導入して快適なインターネット環境になった。
- 3、梶田・米﨑がコンビで法廷に立った。

でしょうか。

何はともあれ、大過なく師走を迎えられるのは、ひとえに皆様のお陰です。

事務所一同、心よりお礼を申し上げます。

これからの一ヶ月、今年の総決算と新年の準備で、何かと気ぜわしくなりますが、 どうぞくれぐれもご自愛ください。

■ 簡裁代理権その後 -2-

最近では、週に一度は法廷に立つくらい、裁判関係のご依頼が増えてきました。

裁判は、大阪簡易裁判所の場合、大抵月に一度のペースにしか開かれませんので、一つの訴訟が終了するのに3ヶ月から半年はかかります。今、ご依頼を受けているのはいずれも原告側で、「不当利得返還請求」「建物明渡請求」「解雇予告手当金請求」「マンション管理費請求」です。「訴えられたので助けて欲しい」という被告側からのご依頼は今のところありません。

また、前号で触れていました「けがによる損害賠償請求」は、相手方が利用している保険会社と 交渉の上、示談することができました。依頼人にとっては、示談と裁判のどちらが利益が大きいかは 判断の難しいところですが、必ずしも裁判を起こせば期待通りの結果が出るとは限らないことと、 裁判をするにあたっての精神的・経済的負担を考えると、示談が好ましい場合もあると考えています。

初めの頃は、法廷に入ると手が震えるくらい緊張したものですが、それ程恐い所でもないと分かって来て、リラックスして自分の考えを述べられるようになって来ました。もちろんまだまだ研鑽を 積む必要は感じています。

■親族相続勉強会

この6月から、近くの司法書士5名が当事務所に集まり、民法の「親族・相続」分野に焦点をあてた 自主勉強会を開いています。

家庭裁判所の事件に関しては司法書士は代理権は与えられていませんが、家裁では、代理人がいても結局本人が出頭しなくてはならないことがほとんどで、司法書士の書類作成とアドバイスでも十分に対応できます。そこで、不動産登記や成年後見事務に絡んで「離婚」や「遺産分割」「遺言」のご相談を受けることが非常に多いこともあり、より細かい手続や判例、理論について精通しておく必要性を感じて、呼びかけ人となってこの勉強会を始めました。

これまでに勉強したテーマは、「財産分与」「親権」「扶養義務」などで、実際のご相談を受ける上で 早速に役立っています。この勉強会には大いに手応えを感じているので、ぜひ頑張って継続し、 「親族相続に強い事務所」を目指したいと考えています。

■成年後見事務の状況

今年は、「保佐人」1件「後見人」1件について家庭裁判所から選任の審判を受け、任意後見契約を 1件締結しました。今現在、梶田が関わりを持っている方は、計6名です。

悲しいことに、年初にお一方が亡くなりました。お葬式や納骨の手続を、任意後見人(正確には死後事務受任者)として初めて執り行ったわけですが、何とか周囲の協力をいただき遂行することできました。しかし、成年後見関連事務は未開拓の部分が多く、相手方となる病院・金融機関や行政などとの意思疎通に時間がかかることもしばしばです。もう5年目に入ったとは言え、新しくできた制度ならではの苦労なのでしょう。社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部の副支部長としては、このような状況の地ならしも責務の一つと考え、粘り強い態度で臨まなければと考えています。

■十曜日は予約制にさせていただきました

ここ数年、土曜日は営業日としていたのですが、この10月より原則定休日、但し事前予約の場合のみ土曜日にも来所していただける、という形に変更させていただきました。

『相談に行きたいけれど、平日は仕事で来所できない』という方のために土曜営業を始め、それなりにお役に立てたのではと考えておりますが、最近では、リーガルサポートの仕事で、土曜日に時間を取られることが多く、現実に土曜日に事務所を開けることが難しくなってきたことが主な理由です。

しかしながら、休日にゆっくり相談を、というご要望もあろうかと存じますので、「事前予約制」という形態を採らせていただきました。今後もぜひご利用下さい。

司法書士の仕事

●不動産登記

●商業·法人登記

●裁判

●成年後見

相続・売買・贈与など

設立・役員変更など

訴訟・調停・和解・破産など

任意後見契約・遺言・死後事務など